

■ 編 集 委 員

齋藤 一之（委員長）

穂田 真澄	板橋 明	糸山 進次	小山 勇	清水 道生	鈴木 洋通
竹内 勤	土田 哲也	西村 重敬	松下 祥	丸山 敬	持田 智
渡辺 修一（五十音順）					

■ 編 集 後 記

本雑誌に限らずに、医学雑誌における臨床的な論文では、すべて患者の情報が元となっている。症例報告などはまさに患者情報そのものであり、昔から患者本人が特定されないような記述がなされてきた。すなわち、「I.K. 60歳 男性。平成16年8月12日、腹痛を主訴に来院した。———」などのように記載するのが習慣であった。しかし、よくよく考えると、この論文の筆者の施設は当然明らかにされているので、その病院の、その日に入院した人を調べれば、IKが誰だか調べることも可能である。まさか、そこまで実際に調べる人はいないとは思われるが、この世の中、この情報を別の用途で利用する輩が出てこないとも限らない。このようなことから、最近では、どの雑誌でも、イニシャルは用いずに、また日時も月までの記載にとどめるなどの注意が図られている。このように、患者のプライバシーは、「患者が決して特定されない」という理念で判断されてきたように思う。しかし、日本では、このプライバシーという概念が、もっと広く捉えられるようになり、ついに4月から個人情報保護法が施行されることになった。患者が特定されなければ良いという概念ではなく、基本的に患者の情報はすべて患者個人のものであるので、その情報を利用するには患者自身の許可がいるという趣旨のようである。違反すれば処罰されることになる。このために、もともと個人情報を扱っている病院という環境では、特に注意が必要であり、実際、とても過敏になっている。学会や論文で患者の画像やデータを利用するには、本人が特定されるかどうかは関係なく、基本的に承諾を得なければならない。カンファランスで患者のデータを共有することも、学生にデータを示すことも、患者の直接の治療につながるわけではないので、患者から何らかの形で承諾を得なくてはならないという。病室での名札や外来での名前呼び出しなども、議論されてきているという。ただでさえ患者間違えなどのリスクを抱えている病院では、医療事故につながらないか心配である。そのうち、各自の玄関の表札も問題になるようになるかもしれない。このような個人情報保護はとても重要ではあるが、保護される個人の情報のレベルがどこまでかという問題は難しい。いつかの覆面プロレスラー議員の議論でもあったように、もともと本人の顔も個人情報である。マスクで隠しては社会生活はできなくなるのも確かである。ただ、どのレベルの情報なら良いかは、今まで情報を扱う側が判断してきたが、これからは情報を持っている側が判断するというようになることは間違いない。でも、あまり隠してばかりいる社会はなんとなく寂しいのでは？

（小山 勇）

埼玉医科大学雑誌

<http://www.saitama-med.ac.jp/jsms/>

第32巻 第1号 通巻116号（季刊）

編集責任者 齋藤 一之

平成17年1月1日 発行

発行所 埼玉医科大学医学会

350-0495 埼玉県入間郡毛呂山町毛呂本郷38

電話 049(276)2125(直通) FAX 049(276)2127 E-mail: igakkai@saitama-med.ac.jp

郵便振替 00540-6-19727

制 作 株式会社アテネデザイン

東京都港区三田1-11-19 小宮ビル2階 電話 03(3456)5741(代) <http://www.atene.co.jp>